新城市ウォーターPPP 導入可能性調査業務に関する

サウンディング調査（アンケート調査）

調 査 実 施 要 領

令和 8 年 11 月

新城市上下水道部整備課

1. はじめに

平素は本市の上下水道事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
本市の水道は昭和 34 年に給水を開始し、また下水道は平成元年に供用開始しています。

早期に整備した施設の老朽化が進行している状況の中、人口減少に伴う技術職員の減少、料金・使用料収入の減少等、事業運営は年々厳しさを増している状況にあります。

このような状況下における上下水道事業の持続可能性を高めるため、国は民間企業のノウハウや特徴を生かした PPP/PFI 手法の導入を推進しています。

また、水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI 推進アクションプラン期間の 10 年間において、コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP（水の官民連携）」として導入拡大を図っています。

そこで本市においてもウォーターPPP（水の官民連携）の導入検討にあたり、事業化に向けた基礎調査として、民間企業の皆さまの参入意向や事業内容等に対する考えを把握したいと考えています。

そのため、民間企業の皆さまと「対話」を通じて、事業手法や規模など事業内容の最適化を目的として、アンケート調査等によるサウンディング型市場調査を実施します。

本調査では、ウォーターPPP（水の官民連携）に関心のある事業者やグループを幅広く把握し、調査結果の内容は今後のウォーターPPP（水の官民連携）の導入可能性検討で活用する予定です。

ぜひ協力くださいますよう、お願いいたします。

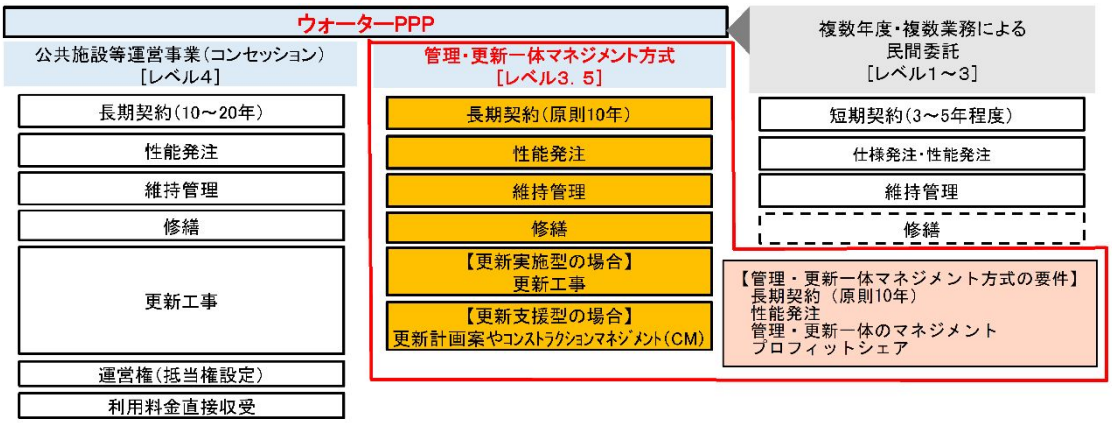
２．ウォーターPPP（水の官民連携）について

■官民連携が求められる背景

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等が求められています。

■ウォーターPPP（水の官民連携）について

国の施策として、コンセッション方式へ移行するための官民連携方式である「ウォーターPPP（水の官民連携）」を推進しています。下水道等について、PPP/PFI 推進アクションプラン期間（R4～R13 の 10 年間）に、コンセッション（レベル 4）に段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP（水の官民連携）」（レベル 3.5）とし、導入拡大を図っています。



（出典）ウォーターPPP について　国土交通省

【管理更新一体マネジメントの要件】

・長期契約（原則 10 年）

・性能発注（管路は、仕様発注から段階的に性能発注に移行することも可能）

・維持管理と更新の一体マネジメント

⇒維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」、維持管理と更新支援をする「更新支援型」を基本とする。

・プロフィットシェア

⇒契約時に見積もった維持管理費や工事費が企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする。

■民間事業者の視点からのウォーターPPP（水の官民連携）活用への期待

PPP 活用について、行政の視点では、財政負担平準化、体制の維持・強化、住民サービス向上が期待されるなか、民間事業者の視点からは、下記の事項が期待される。

・投資やマネジメントも含む受託

・経営資源の効率的な活用

・長期の事業期間による継続的な事業機会の確保や安定的な収益確保

・地域への主体的な貢献

・他地域の事業への参入

・ＰＰＰ/ＰＦＩのノウハウの習得

ウォーターPPP について参考資料を以下に示す。

①　PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 7 年改定版）（内閣府）

⇒https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r7.html

② 官民連携（PPP/PFI）の活用（国土交通省：「水の官民連携」ガイドライン等）

⇒https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html

３．サウンディング調査の流れ

サウンディング調査の実施スケジュールについては、以下の通りです。

アンケート調査の実施
令和８年 11 月２日（月）～令和８年 11 月 20 日（金）

↓

アンケート調査提出期限
令和８年 11 月 20 日（金）17:30

↓

アンケート調査結果公表
令和８年 12 月中旬～下旬（予定）

４．調査対象者

本市の上下水道事業における WPPP、包括業務委託、官民連携事業に関心のある事業者（グループ可）とします。

ただし、以下のいずれかに該当する場合を除きます。

① 無差別大量殺人行為を行った団体の規則に関する法律(平成 11 年 法律第 147 号)第８条第２項第１号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他構成員又は当該構成員を含む団体
② 新城市暴力団排除条例（平成 23 年３月 22 日　条例第１号）
③ 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 15 日　愛知県条例第 34 号）

５．アンケート調査に関する質問

本調査に関する質問がある場合は、アンケートの質問事項の記入欄に記載して回答もしくは、（8. **アンケート調査における連絡先**）へ問い合わせをお願いします。

質問に関する回答は個別に回答させていただきます。

なお、回答にあたっては、事前に事業者に内容の確認を行うことがあるほか、すべての質問に対して回答を保証するものではありません。

また、質問内容とその回答については公表の予定はありません。

６．　アンケート調査参加方法

アンケートにつきましては下記方法①～②のいずれか選択し回答をお願いします。

ご不明点等がありましたらご連絡お願いします。

提出期限：令和 8 年 11 月 20 日（金）17:30

方法①：以下のページよりアンケート入力をお願いします。

https://forms.cloud.microsoft/r/hukSZtH4NJ

方法②：QR コードにて回答



７．留意事項

（１）アンケート調査および事業実施方針の説明会参加の取扱い

・ご回答いただいた情報は非公開とし、取り扱いには十分注意し、新城市上下水道事業へのウォーターPPP 導入に関する検討以外では使用いたしません。

・アンケート調査および事業実施方針の説明会への参加実績は、今後予定している事業者応募要件やプロポーザル等の点数に影響しません。

・アンケート調査へ参加いただいた方は、必要に応じて事業実施方針の説明会や個別ヒアリングを実施する場合は、参加に関する情報提供をさせていただくことがあります。

・個別ヒアリングを実施する場合は、本調査結果をもとに質問等をさせていただくことがあります。

・今後の入札参加資格に影響することもございません。

（２）アンケート調査実施結果の公表について

・アンケート調査結果については、概要をホームページ等で公表します。

・公表にあたっては、調査対象者の氏名、企業名等の特定がなされない形で公表します。また、企業ノウハウに係る内容は公表しません。

・公表にあたっては、事前に各参加者へ確認を行う場合があります。

・調査の目的から逸脱していると考えられるもの、類似の内容等については回答内容を調整させていただきます。

（３）アンケート調査の参加に関する費用

・アンケート調査等における交通費や文通費、資料作成に要する費用等については、全額参加者の負担となります。

（４）事業者公募について

・本調査を実施後、その内容を精査し、今後検討する際の参考といたしますが、事業者公募の実施を保証するものではありません。

・本調査でいただいた意見や提案は、今後、事業実施の際の参考といたしますが、事業者公募や事業内容が必ずしも反映されるものではありません。

・本調査でいただいた意見や提案を事業者公募の際に履行していただく義務はありません。

８．アンケート調査における連絡先

担　当：新城市役所上下水道部整備課
担当者：山下、荻野
住　所：〒441-1392 愛知県新城市字東入船 115
電　話：0536-23-7644
E-mail：suidou@city.shinshiro.lg.jp

※電話での受付時間は土曜、日曜、祝日を除く 9 時 00 分から、17 時 00 分までとします。